

従業員割フローチャート

四日市市内に事業所等がありますか？

ある

〔四日市市内の全事業所の従業員数を合計してください〕

申告義務の判定

〔従業員が80人()を超えますか？〕

超える

超えない

従業員割の申告義務はありません

免税点の判定

〔(従業員数 - 非課税従業員数)が100人を超えますか？〕

超える

超えない

課税はされませんが申告義務が生じます

課税対象となります

〔課税標準の特例施設に係る従業員はいますか？〕

いない

いる

〔特例施設に係る従業員給与総額に特例割合を乗じて控除従業員給与総額を求めます〕

次の算式で課税標準従業員給与総額を求めます

従業員給与総額 - 非課税従業員給与総額 - 控除従業員給与総額 = 課税標準従業員給与総額

従業員割額の計算

課税標準従業員給与総額(円) × 0.25 / 100 = 従業員割額(円)

「80人」は例として掲げています。申告義務判定の人数については、今後条例で規定します。